

別表（第4条、第6条関係）

違反の内容	根拠条項	処分の内容	参考(司法処分)
不正手段による登録	法第21条第1項第2号	登録の取消し	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
名義貸等禁止違反	法第18条	登録の取消し	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
業務改善命令違反 (利用者の安全に係るものに限る。)	法第20条	登録の取消し	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金
事業停止命令違反	法第21条第1項	登録の取消し	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金
登録拒否要件に該当 (法第6条第1項第2号又は第8号から第13号まで)	法第21条第1項第3号	登録の取消し	
登録事項変更の届出 義務違反・虚偽の届出	法第7条第1項	事業停止 30 日	100 万円以下の罰金
業務規程変更の届出 義務違反・虚偽の届出	法第8条	事業停止 30 日	100 万円以下の罰金
遊漁船業務主任者の 選任等義務違反	法第12条	業務停止 60 日	100 万円以下の罰金
業務改善命令違反 (利用者の安全に係るものを除く。)	法第20条	事業停止 60 日	100 万円以下の罰金
報告・立入検査拒否等	法第29条第1項	事業停止 60 日	100 万円以下の罰金
登録拒否要件に該当 (法第6条第1項第14号から第16号まで)	法第21条第1項第3号	事業停止 60 日	
利用者名簿の備置き等義務違反	法第15条	業務改善命令	30 万円以下の罰金
標識の掲示等義務違反	法第17条第1項	業務改善命令	30 万円以下の罰金
事故の報告義務違反	法第19条	業務改善命令	50 万円以下の過料
利用者の安全及び利益に関する情報の公表義務違反	法第23条	業務改善命令	50 万円以下の過料
遊漁船業務主任者等の義務違反	法第13条	業務改善命令	

気象情報の収集等義務違反	法第 14 条	業務改善命令	
水産動植物の採捕に関する制限等の周知義務違反	法第 16 条	業務改善命令	
利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的利用を害する事実があると認めるとき。	法第 20 条	業務改善命令	
遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるとき。	法第 26 条	改善命令	
遊漁船団体に対する改善命令違反	法第 27 条	指定の取消し	